

■日本学生支援機構奨学金 在学採用（入学時特別増額貸与：有利子）

対 象	<p>新入生（編入学者を含む）のうち、日本学生支援機構第一種奨学金または第二種奨学金の貸与を希望し、さらに一時金として増額の貸与を希望する者</p>
貸 与 額	<p>10万、20万、30万、40万、50万円のうち、いずれか希望する金額を一括貸与（有利子）</p>
貸与利率 (注. 1)	<p>* 利率算定方式（利率固定方式または利率見直し方式）を選択します。 * 貸与利率は、第二種奨学金の利率に0.2%上乗せした利率となります。 * 第一種のみ＋入学時特別増額の貸与利率は、一括貸与後に決定し、第二種＋入学時特別増額は、第二種奨学金貸与終了時に決定します。</p>
申込条件	<p>入学時特別増額貸与奨学金の対象者は、「国の教育ローン」を利用できない人です。</p> <p>入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫（以下「公庫」という）の「国の教育ローン」に申込みをしたけれども利用できなかった人を対象とする制度です。申込みを行い、公庫の審査の結果、融資を断られた場合（年間収入（所得）金額が公庫の定める金額を超えているか又は、公庫への借入申込金額が上限350万円を超えている場合は除く）のみ利用することができます。</p> <p>日本学生支援機構が定める以下の①～④の書類を提出する必要があります。</p> <p>①「日本政策金融公庫の教育ローンが利用できなかったことについて（申告）」（所定用紙） ②「国の教育ローン借入申込書（お客さま控え）」（日本政策金融公庫発行）のコピー ③融資できない旨を記載した通知文（日本政策金融公庫発行）のコピー 公庫が定める申込みの要件（借入申込人世帯の年間収入（所得）金額が公庫の示す金額以内であること、借入申込金額が350万円以内であること、用途が教育資金であること、保護者等による申込みであること等）を満たしたうえで、審査の結果、融資できないと判断された方に発行されるもの。 ④入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額届</p> <p>公庫から融資できると判断された方、公庫へ申込み後に当該申込みを取り下げた方、又は公庫が定める申込みの要件を満たさない方は、入学時特別増額貸与奨学金を利用することはできません。 なお、入学時特別増額貸与奨学金を利用したいという理由で公庫の「教育ローン」を申込み場合（公庫の「国の教育ローン」を利用する意思がない場合は、公庫において申込みを受付けてもらえません。</p>
貸与方法	<p>原則、日本学生支援機構奨学金の初回振込日（7/11予定）に一括で振込まれます。</p>